

八幡市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年者の地元への就職促進及び中小企業者等の人材確保を図ることを目的として、従業員への奨学金返還負担軽減制度を設ける中小企業者等に対し、予算の範囲内で八幡市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中央会補助金 京都府中小企業団体中央会が実施する就労・奨学金返済一体型支援事業補助金をいう。
- (2) 中小企業者等 中央会補助金の交付対象となる者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者等であること。
- (2) 中央会補助金の交付決定を受けていること。
- (3) 市税を完納していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、中央会補助金交付決定額の2分の1以内の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 中央会補助金交付申請書及び添付書類の写し
- (2) 中央会補助金交付決定通知書の写し
- (3) 市税の完納証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認める者に対し速やかに補助金の交付を決定し、八幡市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定に必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該交付決定後に事業内容を変更しようとするときは、八幡市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金変更交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 中央会補助金交付決定内容変更承認申請書及び添付書類の写し
- (2) 中央会補助金交付決定内容変更承認通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、八幡市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金変更交付決定通知書により補助対象者に通知する。

(事業完了報告)

第8条 補助事業を完了した者は、事業完了後速やかに、八幡市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 中央会補助金実績報告書及び添付書類の写し
- (2) 中央会補助金額確定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助額の確定及び請求)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、当該補助事業が適正に実施されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、八幡市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金確定通知書により補助対象者に通知する。

2 補助対象者は、前項に規定する補助金確定通知書を受けたときは、八幡市中小企業奨学金返還支援事業補助金支払請求書を市長に提出する。

3 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。

(4) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき。

(5) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたととき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行し、同年4月1日以降に支給した手当等について適用する。